

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年10月21日

支出負担行為担当官

山形地方法務局長 本 間 与志雄

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 令和6年度仙台北法務局管内法務局・地方法務局各種休暇簿供給契約（総枚数3, 280枚）
- (2) 納入期限 令和6年12月10日（火）
- (3) 納入場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「物品の製造」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 後記5(1)の提出書類について、当局の審査に合格した者は、参加資格を有する者であると認める。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒990-0041

山形市緑町一丁目5番48号 山形地方合同庁舎

山形地方法務局会計課（担当 鈴木）

電話：023-625-1374

FAX：023-622-0570

Mail：t.suzuki.14f@i.moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月8日（金）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

前記3のとおり（電子メール等の方法により交付を希望する場合は、前記3に問合せをすること。）

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 令和4・5・6年度法務省競争参加資格審査結果通知書(写し)

ウ 誓約書(役員等名簿添付) (別紙)

誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合の見積書は無効である。

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとするが、電子メール、ファクシミリ送信等の方法により提出を希望する場合は、前記3に問合せをすること。

(3) 提出期限

令和6年11月11日（月）正午まで

(4) 提出場所

前記3のとおり

6 見積合わせの日時

令和6年11月11日（月）午後3時（非公開）

7 見積書に記載する見積価格

納入までの一切の費用を含めることとし、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税は各納入場所（請求先）ごとに計算し、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

8 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

9 契約保証金の納付
なし

10 契約書又は請書の作成の要否
要

11 その他

- (1) 見積書作成及び提出に係る費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (4) この公示に示した作業を履行することができると思われ、支出負担行為担当官が判断した者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。

以 上

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

山形地方法務局長 本 間 与志雄 殿

令和6年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名
担当者氏名及び連絡先

※ 添付書類：役員等名簿（別紙）

